

## (介護予防) 短期入所生活介護施設はるさか運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人松福会（以下「事業者」という。）が開設する短期入所生活介護施設はるさか（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で（介護予防）短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、利用者の心身機能の維持ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所は、利用者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持ならびに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図るものとする。

- 2 事業所は、要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。
- 3 事業所は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、（介護予防）短期入所生活介護計画を作成し、提供するサービスおよび機能訓練等の目標を設定し、計画的に行うこととする。
- 4 事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 事業者は、事業の実施に当たり、「福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例」（平成24年福井県条例第60号）および「福井県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例」（平成24年福井県条例第61号）その他の法令の内容を遵守する。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1) 名 称 短期入所生活介護施設はるさか
- 2) 所在地 坂井市春江町中筋第100号75番地

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業に従事する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1) 管理者 1名（常勤兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行う。
- 2) 従業者 医 師 1名（常勤兼務）  
医師は、利用者の健康管理、保健衛生指導等を行う。  
生活相談員 2名（常勤兼務）  
生活相談員は、利用者の生活相談に当たる。  
看護職員 1名（機能訓練指導員と兼務）  
看護職員は、看護の提供に当たる。  
介護職員 6名以上  
介護職員は、介護の提供に当たる。  
管理栄養士 1名（常勤兼務）

栄養士は、必要な栄養管理を行う。  
機能訓練指導員 1名（看護職員と兼務）  
機能訓練指導員は、機能訓練の提供に当たる。

（利用定員）

第5条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

利用定員 20人

2 事業者は、利用定員を超えて指定短期入所生活介護等の提供を行わない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

（（介護予防）短期入所生活介護の内容）

第6条 （介護予防）短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 1) 介護（移動や排泄の介助、見守り等）
- 2) 食事
- 3) 機能訓練（日常動作訓練）
- 4) 健康管理
- 5) 相談援助
- 6) 送迎
- 7) 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者に対する（介護予防）短期入所生活介護計画の作成
- 8) その他利用者に対する便宜の提供

（利用料その他の費用の額）

第7条 指定短期入所生活介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準により算出した額とし、当該指定短期入所生活介護等が法定代理受領サービスである場合の利用料の額は、別途介護保険負担割合証に示された割合を乗じた金額とする。

2 事業者は、前項の費用のほか、次に掲げる費用の支払いを受ける。

- 1) 食費
  - ①朝食 400円／1食
  - ②昼食（おやつ込） 720円／1食
  - ③夕食 680円／1食
- 2) 滞在費
  - ①従来型個室 2,000円／日
  - ②多床室 1,000円／日
- 3) 個人用の日用品費
  - ①保湿クリーム 1,000円／本
  - ②歯ブラシ 100円／本
  - ③歯磨き粉 200円／本
  - ④入れ歯洗浄剤 1,000円／箱
  - ⑤ティッシュペーパー 100円／箱
  - ⑥マスク 10円／枚
  - ⑦連絡帳 110円／冊
  - ⑧連絡帳ケース 110円／個
  - ⑨個別の電気代（1台） 50円／日
  - ⑩個人の希望による電話 10円／分
- 4) 趣味・クラブ等活動材料費 実費
- 5) 散髪代 1,500円／回

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で

説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

- 4 事業所は本条2項で設定した食事の提供に要する費用ならびに滞在に要する費用、その他の費用の額を改定することがある。費用の改定にあたっては、介護保険制度の改正内容や施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数および人件費等を勘案し改定するものとし、変更の1ヶ月以上前に利用者またはご家族に改定の考え方を書面で説明し、書面での同意を得た上で改定するものとする。

(短期入所生活介護計画の作成)

- 第8条 事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、サービスの提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した（介護予防）短期入所生活介護計画を作成しなければならない。
- 2 （介護予防）短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 事業所の管理者は、（介護予防）短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならぬ。
- 4 事業所の管理者は、（介護予防）短期入所生活介護計画を作成した際には、当該（介護予防）短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

(通常の送迎の実施地域)

- 第9条 通常の送迎の実施地域は、次のとおりとする。  
福井市、坂井市

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第10条 事業者は、事前に利用者に対して、次に定める事項について留意するよう指示を行う。
- 1) 主治医からの指示事項等がある場合は申し出ること
  - 2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出ること
  - 3) 貴重品については、自己の責任の下に管理すること
  - 4) 事業所の設備および備品について、本来の用途に反する方法により使用したり、事業所外に持ち出したりしないこと
  - 5) 許可なく危険物を持ち込まないこと
  - 6) 動物を持ち込まないこと
  - 7) 指定した場所以外での火気（タバコ等を含む）を使用しないこと
  - 8) 事業所内で宗教活動、政治活動または営利行為を行わないこと
  - 9) 他人に対し暴力または恐喝その他迷惑を及ぼす行為を行わないこと
  - 10) その他法令および社会通念等に反する行為を行わないこと

(緊急時における対応方法)

- 第11条 事業所は、（介護予防）短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに当該利用者の家族および主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。
- 2 利用者に対する（介護予防）短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

- 3 利用者に対する（介護予防）短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第12条 事業者は、非常災害対策として、次の措置を講ずる。

- 1) 事業所の消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の設置および整備
- 2) 防火管理者または火気、消防等についての責任者の選任
- 3) 「消防計画」ならびに風水害、地震、土砂災害および原子力災害等の「非常災害に対する具体的計画」の作成および従業者への周知
- 4) 非常災害時における関係機関への通報体制の整備および従業者への周知
- 5) 第3号の計画に基づく、定期的な避難、救出その他必要な訓練の実施
- 6) 消防団や地域住民等との日常的な連携の強化

（苦情処理）

第13条 事業者は、指定短期入所生活介護等の提供にかかる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずる。

- 2 事業者は、前項の苦情を受けた場合、その苦情の内容を記録する。
- 3 提供した指定短期入所生活介護等に関し、市町が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町の職員からの質問もしくは照会に応じおよび市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業者は、市町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町に報告する。
- 5 提供した短期入所生活介護等に関する苦情に関し、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 6 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

（秘密保持等）

第14条 事業者は、利用者またはその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努める。

- 2 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含めるものとする。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

（衛生管理）

第15条 事業者は感染症や食中毒が発生や蔓延しないように、次のとおり措置を講じる。

- 1) 感染症対策委員会を月1回定期的に開催する。
- 2) 介護職員、看護職員は委員会の内容、結果を周知、徹底する。
- 3) 感染症および食中毒の予防および蔓延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 4) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を実施する。

#### (身体の拘束の制限)

- 第 16 条 事業所は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投薬その他の方法により利用者の行動を制限しない。
- 2 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合でも、常に観察・再検討し、緊急やむを得ない場合の用件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。
- 3 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合でも、身体拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講ずる。
- 1) 身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者的心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を診療録に記録する。
  - 2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - 3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - 4) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

#### (褥瘡対策等)

- 第 17 条 事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備する。

#### (虐待防止に関する事項)

- 第 18 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止のため次の措置を講ずるものとする。
- 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
  - 2) 虐待防止のための指針の整備
  - 3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - 4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 従業者は、事業所内および利用者の居宅その他の場所において、当事業所の従業者または養護者その他の者により、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報する。

#### (業務継続計画の策定等)

- 第 19 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する（介護予防）指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### (協力医療機関等)

- 第20条 事業所は、利用者の病状の急変などに備えるため、次のとおり協力医療機関を定め医療情報の提供等の連携に努める。
- 1) 名 称 クリニック はるさか

- 2) 住所 坂井市春江町中筋第100号75番地  
2 協力歯科医療機関は、城戸歯科医院に定める。  
1) 名称 城戸歯科医院  
2) 住所 福井県坂井市春江町隨應寺21

(職員の健康管理)

第21条 従業者は、事業者が行う年1回の健康診断を受診しなければならない。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(記録の整備)

- 第22条 事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備する。  
2 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供に関する記録を整備し、第1号および第2号についてはその完結の日から5年間、その他の記録についてはその完結の日から2年間保存する。  
1) 短期入所生活介護計画  
2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録  
3) 第16条に規定する身体拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録  
4) 市町への通知にかかる記録  
5) 苦情の内容等の記録  
6) 事故の状況および事故に際して採った処置の記録

(その他運営に関する重要事項)

- 第23条 事業所は、運営にあたり地域住民や自発的な住民活動とも連携、協力をを行うことで、地域との交流に努める。  
2 事業者は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。  
3 事業所は、適切な（介護予防）短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

附 則

この規程は、西暦2009年8月 1日から施行する。  
西暦2010年9月 1日 一部改正  
西暦2012年3月11日 一部改正  
西暦2012年4月 1日 一部改正  
西暦2012年7月26日 一部改正  
西暦2014年1月 1日 一部改正  
西暦2014年4月 1日 一部改正  
西暦2016年6月 1日 一部改正  
西暦2018年4月 1日 一部改正  
西暦2018年5月11日 一部改正  
西暦2019年3月 1日 一部改正  
西暦2024年4月 1日 一部改正  
西暦2024年8月 1日 一部改正